

第 3 期湧別町子ども・子育て支援事業計画の骨子（案）について

1 計画策定の趣旨

子ども・子育て支援については、国においては、少子化社会対策基本法等に基づき、総合的な施策が講じられてきたところですが、平成 24 年 8 月に、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保並びに地域における子ども・子育て支援の充実等を図るため、子ども・子育て支援法（以下「法」という。）が制定された他、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律及び児童福祉法の改正を含めた子ども・子育て支援法及び就学前の教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が制定され、平成 27 年 4 月から子ども・子育て支援の新たな制度が創設されました。また、平成 28 年 4 月及び令和元年 10 月に、法の一部改正により、新たに仕事・子育て両立支援事業及び子育てのための施設等利用給付がそれぞれ創設されました。

法においては、市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこととされています。

特に、子ども・子育て支援給付に係る教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等を図るため、市町村は市町村子ども・子育て支援事業計画を定めることとされており、湧別町では平成 27 年 3 月に第 1 期、令和 2 年 3 月に令和 2 年度から令和 6 年度を期間とする「第 2 期 湧別町子ども・子育て支援事業計画」を策定したところです。

この計画は、第 2 期湧別町子ども・子育て支援事業計画が終了することを受け、これまでの成果や課題の分析・評価を行ったうえで、教育・保育の提供区域毎の提供体制の確保の内容及びその実施時期、地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期等を策定することとします。

令和 5 年 4 月 1 日、こども基本法が施行され、国は、同法の規定に基づき、これまで別々に作成・推進されてきた、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく大綱を一元的に定めるこども大綱を制定しました。

第 2 期湧別町子ども・子育て支援事業計画は次世代育成支援対策推進法で定める次世代育成支援対策の実施に関する計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律で定める「子どもの貧困対策についての計画」を含めて策定されていたことから、第 3 期計画では、国のこども大綱と同様に

少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく施策・計画を策定するとともに、次世代育成支援対策の実施に関する計画を含め「子ども・子育て支援事業計画」と一体的なものとして策定します。

○過去に策定された子ども・子育て支援事業計画

第1期計画期間：平成27年度～令和元年度

第2期計画期間：令和2年度～令和6年度

2 計画の性格

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に規定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」、こども基本法第10条第2項に規定する「市町村こども計画」、少子化社会対策基本法第4条に規定する「当該地域の状況に応じた施策」、若者育成支援推進法第4条に規定する「その区域内における子ども・若者の状況に応じた施策」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に規定する「市町村計画」、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に規定する「市町村行動計画」を一体的に策定するもので、「第3期湧別町総合計画（令和4年度～令和13年度）」をはじめ、その他の町の関連計画を踏まえ、本町における子ども・子育て支援施策の実施計画として位置づけられるものです。

3 計画の内容

子ども・子育て支援事業計画は、国の定める基本方針、北海道の定める子ども・子育て支援事業計画などと調和を保つとともに幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援について、「量の見込み」、「確保方策」を定め、子育て支援事業等を引き続き推進します。

こども基本法の規定による市町村こども計画、次世代育成支援対策推進法の規定による市町村行動計画、少子化社会対策基本法の規定による「当該地域の状況に応じた施策」、若者育成支援推進法の規定による「その区域内における子ども・若者の状況に応じた施策」及びこどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律の規定による「市町村計画」は、国の大綱等及び北海道の定める計画と調和を保つとともに施策を推進します。

なお、数値目標やサービス見込み量などの検討にあたっては、ニーズ調査の数値を元に、国の基本方針等、北海道の計画との調和を図った内容としていきます。

4 計画の期間

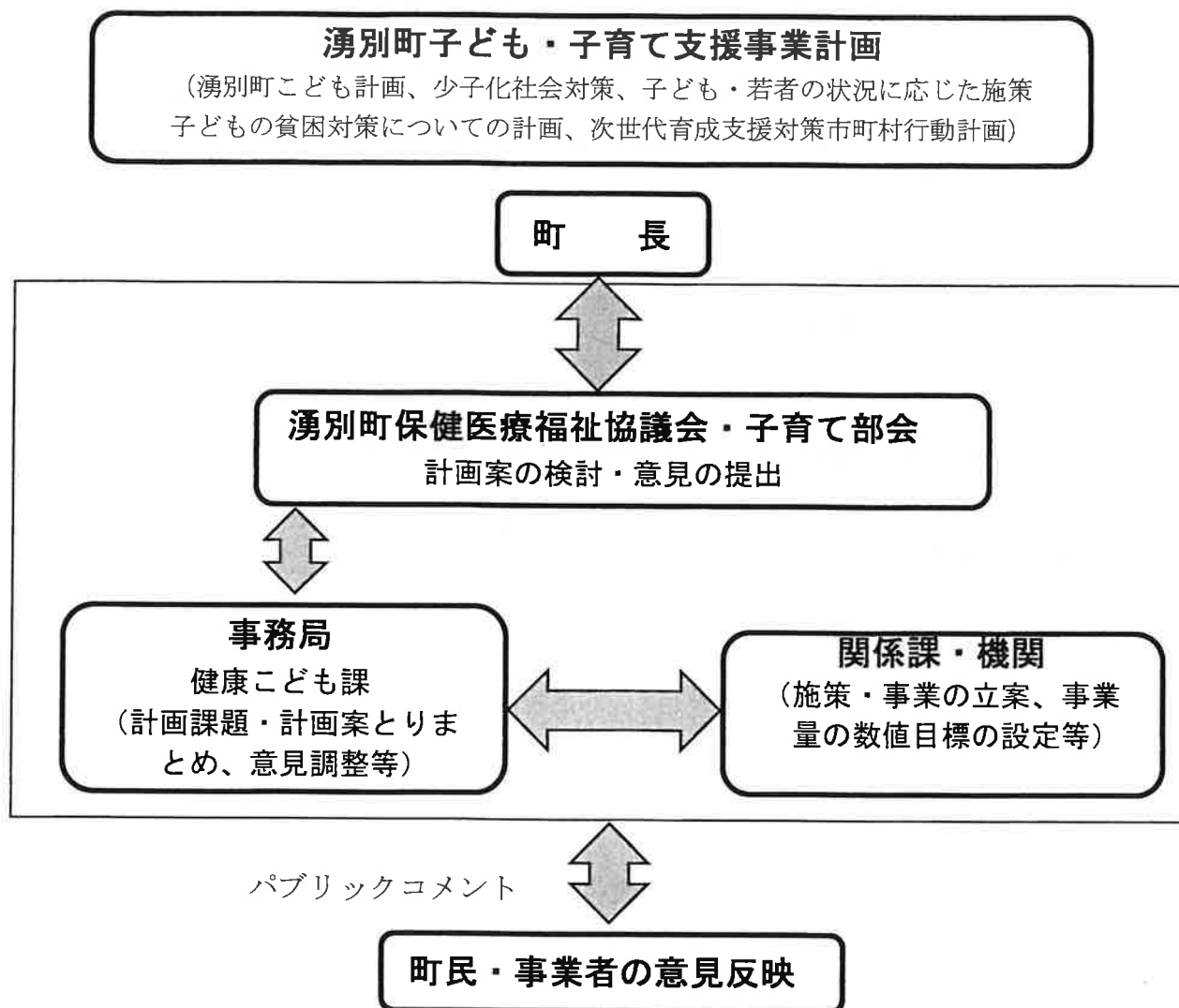
本計画は令和7年度から令和11年度までを計画期間として策定します。

各年度に点検・評価を実施し、必要に応じて適宜計画の見直しを行うもの
とします。

	計画期間		
	平成27年度～ 令和元年度	令和2年度～ 令和6年度	令和7年度～ 令和11年度
湧別町子ども・子育て支 援事業計画	第1期計画	第2期計画	第3期計画
(次世代育成支援対策市 町村行動計画)			
(子どもの貧困対策につ いての計画)			
(こども計画)			
(少子化社会対策)			
(子ども・若者の状況に 応じた施策)			

5 計画策定体制図

本計画は、関係各分野から幅広く意見を聴取するため、湧別町保健医療福祉協議会設置条例に基づく湧別町保健医療福祉協議会に諮問し、計画への意見反映、関係部局との連携を図るものとします。



6 策定スケジュール

- | | |
|--------|---|
| 1 2月6日 | 令和6年度第1回保健医療福祉協議会【骨子（案）の承認】 |
| 1 2月中旬 | 令和6年度第1回子育て部会【第2期計画の点検・評価】 |
| 1 2月下旬 | 〃 第2回子育て部会【第3期計画案の協議】 |
| 1 月中旬 | 〃 第3回子育て部会【第3期計画案素案の決定】 |
| 1 月下旬 | パブリックコメントの実施（状況により部会開催） |
| 3 月中旬 | 令和6年度第2回保健医療福祉協議会
【部会審議結果の報告、答申内容の審議、答申】 |
| 3 月下旬 | 北海道知事に第3期計画策定協議 |
| 4 月 | 第3期湧別町子ども・子育て支援事業計画の公表 |